

障害関係児者施設等 施設長 様
管理者 様

神戸市福祉局障害者支援課
神戸市福祉局監査指導部

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所のサービス継続について
(お知らせ)

平素は本市の障害福祉行政の推進にご尽力いただき、また、新型コロナウイルス感染症の対応に日々努められていることに対し、厚く御礼申し上げます。

現在の新型コロナウイルス感染症に伴い、以下の点を通知いたします。

記

1. 「新型コロナウイルス対策の手引き（全面改訂版）」（令和4年5月）

※令和4年1月版からの変更は西区役所の連絡先だけになります。

詳しくは以下のURL参照してください。

「新型コロナウイルス対策の手引き（全面改訂版）」

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/31814/202201shogaicoronatebiki.pdf>

2. 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業」について（補助金）

新型コロナウイルス感染症への対応において、通常障害福祉サービスの提供では想定されない、衛生用品の購入費用、消毒、清掃費用、割増賃金・手当等のかかり増し費用が発生した場合に、利用者・職員に陽性者等が発生した事業者に対し補助を行う制度です。

現在、事前協議（エントリー）受付中です（多数の事前協議（エントリー）に伴い、処理に時間を要することがあります）。

※詳しくは以下のURL参照してください。

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業」

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/syogai_corona/servicekeizoku.html

3. 「サービス提供拒否の禁止」について

障害福祉サービス事業所等が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して継続的に提供されることが重要です。

各サービスの基準省令により、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできません。

※解釈通知第三の3（3）提供拒否の禁止（基準第11条）（抜粋）

「提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合 ④入院治療が必要な場合 である。」

障害福祉サービス事業所等におかれましては、感染防止対策を徹底した上で、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるようお願いします。

4. その他

過去、国から通知された「障害福祉サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項」は、下記の厚生労働省のHPでまとめて閲覧できます。

※詳しくは以下の URL 参照してください。

「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

【問い合わせ先】

福祉局障害者支援課 078-322-5230

福祉局監査指導部 078-322-5232